

基本目標 5 総合的な取組の推進

2030年に向けた目標

- 持続可能な開発のための教育（ESD）¹を学校だけでなく、地域、社会、職場等幅広い場において推進し、あらゆる世代によるESDの視点を取り入れた環境学習を促進します。
- 人口減少や少子高齢化を踏まえ、学校や市民、団体、行政等の環境教育や環境学習²を担う各主体との連携強化を図るとともに、市民協働により環境の保全や地域の特性を生かした取組を進めます。
- 環境に関する情報を収集するとともに、SNS等を活用し、市民や団体、事業者との情報共有を図ります。

本市の現状と課題

- ✓ 地球温暖化やごみ削減などの環境問題や地域の自然環境の保全など、環境に関する課題の解決を図り、持続可能な社会を実現するためには、市民一人ひとりが日常生活や事業活動において、環境問題を正しく理解し、次世代のことを考えて行動することが必要不可欠です。
- ✓ そのためには、小中学校をはじめとする学校教育の場や社会教育、企業教育の場において、ESDを取り入れた環境教育や研修等を推進し、持続可能な社会の担い手作りを進めていくことが重要です。
- ✓ 学校教育においては、令和2年度（2020年度）から本格実施がされている新学習指導要領に「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されるなど、ESDを取り入れた教育の実践が始まっています。
- ✓ 本市においては、市内小中学校ごとに環境教育計画を作成し、総合的な学習の時間に地域の自然環境等を活用した郊外活動などの環境学習を計画的に実践しています。その成果もあって、市内小学校における環境教育にかかる時間数（令和元年度）は、平成22年度に比べ6倍近く増加しており、今後も継続して環境教育を推進していきます。
- ✓ 社会教育においては、ふるさと教育の一環として、自然体験活動や地域の自然を活用した取組等を実践しており、継続した取り組みが求められています。
- ✓ これまで、学校と地域の連携による環境教育の実施や地区住民らによる美化清掃活動、市民団体等による湧水地の保全や森づくり活動、自治会による環境課題解決の取組など、市民や市民団体の活動により支えられてきた取り組みは少なくありません。
- ✓ しかし、人口減少や少子化・高齢化の進展により、これらの活動が低下していく恐れがあります。
- ✓ そこで、市民や地域の活動を活性化する取組を推進するとともに、学校や市民、団体、行政等の連携を強化するなどし、相互の力を発揮し、相乗効果を生み出す取組を推進する必要があります。

¹ 地球規模の環境問題を自らの問題として捉え、持続可能な社会や未来のために行動できる人材を育成する教育

² 「環境教育」とは、教える人の立場から内容を捉え、「環境学習」とは、学習者の立場から内容を捉えているという違いがあります。

- ✓ 令和2年度に実施したアンケート調査において、市民・事業者それぞれ、行政に期待する取組として「環境に関する情報の提供」が上位になっています。
- ✓ 環境問題を解決するためには、様々な情報から判断することが重要であり、市民や事業者の自主的な行動を促すためにも、環境に関する情報の充実化と提供を推進する必要があります。
- ✓ また、情報を求めている人や事業者に対し必要な情報が届くよう、SNS等を活用するなど、ターゲットを設定した効果的な手法により情報発信を行っていく必要があります。

重点施策① 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

市の取組

(1) 学校教育における環境教育の推進

- ①市内小中学校において、ESDの視点を取り入れた環境学習計画を学校ごとに作成し、学校教育における環境教育を推進します。
- ②家庭や地域、学校、公民館の連携によるコミュニティ・スクール³の構築を進め、地域の人材及び自然資源を活用し、地域の特色を活かした環境教育を推進します。

(2) 社会教育における環境教育の推進

- ①公民館の行事や講座、又は、地域団体の活動において、環境問題や地域の自然環境等を題材にした環境学習を促進します。
- ②子どもたちに対するふるさと教育の一環として、家庭教育における野外遊びや食育活動、地域教育における生活体験活動、野外活動や環境保護活動など、ふるさと大野の豊かな自然にふれさせ、自然を理解し大切にすることを育てるための取組を推進します

(3) 環境学習の機会の充実

- ①環境塾や出前講座の開催などにより、環境問題について考える機会を提供し、環境保全意識の向上を図るほか、環境にやさしいライフスタイルの普及啓発に努めます。
- ②小学校や公民館活動、地域に対して実施してきた出前講座を、幼児や中学・高校、若年層といった世代や企業等に対して実施します。
- ③国や県、関係機関、民間企業等との連携を強化するなどし、環境学習の充実化を推進します。

10-2 環境教育と学習の推進

(1) 学校教育における環境教育や環境学習の推進

- ①計画的な環境学習
 - ・環境学習プログラムの作成と実施
- ②指導者の育成
 - ・指導者研修会の実施
- ③環境副読本の作成と活用
 - ・児童、生徒向け環境副読本の作成と活用
- ④フィールド学習
 - ・体験学習や野外学習の実施
 - ・こどもエコクラブの加入や活動の実施

(2) 社会教育における環境教育や環境学習の推進

- ①地域環境リーダーの育成
 - ・地域単位における環境教育の指導者育成の実施
- ②環境に配慮した地域活動
 - ・地域の環境特性に応じた地域活動の実施
- ③中高年齢層への環境教育
 - ・地域単位の会合等における環境学習の実施
- ④エコ・グリーンツーリズム
 - ・越前おおの型エコ・グリーンツーリズムの実施

(3) 企業による環境教育や環境学習の推進

- ①企業単位による環境に関する研修
 - ・法令を遵守するための研修の実施
 - ・環境に関する事業活動を向上させる研修の実施

³学校と保護者、地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みです。

重点施策② 市民協働の取組の推進

市の取組

(1) 市民等との協働推進

- ①地域の活性化や課題解決、住民の世代間交流などを進める事業や新しいチャレンジに取り組むグループの立ち上げ等を支援し、地域住民主体の、身近な自然環境の保全・再生活動や生活環境に関する課題を解決するための自発的な取り組みを促進します。
- ②地域住民等による自然環境保全活動等に環境アドバイザー等を派遣するなどし、市民活動の支援と活性化を推進します。
- ③市民団体による自然環境の保全・再生活動やPTAや自治会による資源回収、河川清掃活動など、市民協働の取組を継続して支援します。
- ④高校や大学、民間企業との連携と交流を図り、環境課題の解決に取り組めます。

(2) 環境に配慮した人材、企業の育成

- ①若者や女性をはじめ、より多くの人たちの地域における環境保全活動への参加を促し、地域に必要な人材を育成します。
- ②関係機関と連携した専門的な学習機会の提供等により、地域における環境リーダーの育成を行うとともに、新たな人材の発掘により環境アドバイザーの拡充を図ります。
- ③エコアクション21やISO14001等の環境認証システムの導入や運用について情報提供するなどし、環境に配慮した事業活動を総合的に取り組む企業の育成を推進します

重点施策③ 環境情報の収集と共有化

市の取組

(1) 環境情報の充実化

- ①本市における河川の水質検査結果や希少な生物に関する情報などの自然や環境状況等だけでなく、環境関連法令に基づく規制や国・県・関係機関などによる支援策など環境行政に関する情報の収集に努め、集めた情報を広く発信します。
- ②本市の自然環境の状況や環境施策の実施状況などをまとめた年次報告書を作成し、ホームページ等で公開します。
- ③自然環境に関する研究調査結果や書籍、情報等を収集・蓄積し共有することで、市民らによる自発的な学習機会の創出を推進します。
- ④市民や事業者らによる環境に配慮した取組や市民団体等による自然保護活動など、取組状況の把握に努めるとともに、収集した情報を広く発信します。

(2) 創意工夫による情報発信

- ②ISO14001*等の環境マネジメントシステム*による環境教育
- ③公害防止管理者等の国家資格取得
 - ・国家資格案内の実施

10-1 調査研究と情報提供

(1) 関係機関と連携した調査研究や情報収集の充実

- ①環境に関する事項の監視体制の強化
 - ・環境保全に関する調査
 - ・監視事項の見直しの検討
- ②新しい環境問題に関する研究
 - ・環境ホルモン*等に関する研究

(2) 情報提供システムの充実

- ①環境に関する年次報告書の定期的作成

- ① 6月の環境月間など、機をとらえた情報発信に努めます。
- ② 市民や事業者が知りたい情報を効果的に提供するために、広報おおのや公式ホームページを始め、SNSなど、さまざまな情報発信手段を活用して、あらゆる世代に必要な情報が届くよう広報活動を進めます。
- ③ 環境問題に関する専門的な学習会や自然環境に関するシンポジウムを開くなどし、先進事例や最新の知見などを市民等に対し提供します。
- ④ 「人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする」手法（ナッジ）を活用した、行動変容を促す情報発信を検討します。

その他の基本施策・主体別行動指針

その他の基本施策

(1) 市の取組

- ① 環境マネジメントシステム（市独自）の推進
- ② 環境問題に対応できる職員の育成
- ③ 新しい環境問題に関する情報収集

主体別行動指針

(1) 市民の取組

- ① 環境に関する学習会やイベントに積極的に参加します。
- ② 地域の環境リーダーとして、コミュニティ・スクールや地域活動に参画し、環境学習会を企画運営します。
- ③ 自然保護や美化清掃などのボランティア活動に協力します。
- ④ 環境に関する情報を収集する一方で、自ら情報発信に取り組みます。

(2) 事業者の取組

- ① 市や市民が実施する環境活動に対し、支援や協力を実施します。
- ② 社員等に対して環境学習会を開催します。
- ③ 美化清掃などのボランティア活動や環境に配慮した商品等を題材にしたイベント等を開催します。
- ④ 環境に関する新たな規制や他事業者の取り組みなどに関する情報を、積極的に収集するとともに、関連する環境対策等を実践します。

- ・ 環境の現況や進捗状況等の報告
- ② 広報紙やインターネット等の活用
 - ・ 広報紙等による環境情報提供や進捗状況報告
 - ・ 市ホームページを活用した、環境情報システムの推進

10-3 庁内体制の充実

(1) 職員の意識の高揚

- ① 環境意識が高い職員の育成
 - ・ 研修会や学習会等の実施
- ② 環境問題に対応できる職員の育成
 - ・ 環境ニーズに的確に対応できる職員の育成

(2) 組織体制の整備

- ① 全庁的な環境管理体制の整備
 - ・ 開発事業に対する事前審査等の確立

(3) 環境マネジメントシステムの推進

- ① 環境マネジメントシステム（市独自）の推進

数値目標・環境管理項目

数 値 目 標

①環境に関する講座等の受講者数

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
281人	330人	385人

②環境アドバイザー等の派遣回数：5回／年

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
6回	14回	22回

環 境 管 理 項 目

- ①社会教育における環境に関する学習会の開催数
- ②環境アドバイザーの登録者数
- ③広報紙等の紙面を利用した環境情報提供の件数
- ④ホームページを利用した環境情報提供の件数
- ⑤市SNSを利用して環境情報を収集している登録者数

・
・

数 値 目 標

- ①小学生一人が環境に関する学習を経験する回数：5回／年

環 境 管 理 項 目

- ①学校教育における環境に関する学習会の開催数
- ②社会教育における環境に関する学習会の開催数
- ③こどもエコクラブ参加者数
- ④環境に関する研修会の開催数
- ①広報紙等の紙面を利用した環境情報提供の件数
- ②マルチメディアを利用した環境情報提供の件数